

平成29年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善状況	
1	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームスマイルガーデン黒埼	社会福祉法人 広栄福祉会	平成29年11月28日	改正社会福祉法の施行後も定款細則が改訂されておらず、定款の内容と一致しませんので改訂してください。	次回理事会にて定款細則を改正します。	
	社会福祉法人	広栄福祉会		実地	計算書類の附属明細書について、「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」が作成されていませんでした。会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。	平成29年度決算で改善します。	
2	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム信濃倶楽部	社会福祉法人 柳都倶楽部	平成29年11月28日	就任承諾書について、平成29年に選任された理事、監事のものはありませんでした。平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事、監事から就任承諾書を徴してください。	すぐに理事、監事より就任承諾書をもらいました。	
	社会福祉法人	柳都倶楽部			実地	業務執行理事の選定について、理事会の決議がなされていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項に基づき、理事会の決議により選定してください。	平成29年12月9日理事会を開催し、そこで、業務執行理事5名を選定しました。
						定款細則について、第19条に「役員任期満了の際して、新役員の選任は現理事会においてこれを行うものとする。」とあります。社会福祉法第43条及び定款第16条に基づき、役員は、評議員会の決議によって選任する旨規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した定款細則に改正してください。	平成29年5月15日の定時評議委員会で決議されていたので、定款細則をすみやかに改正しました。
						経理規程について、第51条第3項に「計算書類は、理事会の認定を得、原則として評議員会の議決を得て確定する。」とあります。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項では、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	平成29年5月15日定時評議委員会の承認は受けていましたが、経理規程を改正しました。
						事故防止のための職員に対する研修について、実施しているとのことでしたが、その記録を確認できませんでした。新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第31条第1項第3号の規定に基づき、定期的に年2回以上(新規採用時には必ず)開催し、その内容について記録してください。	事故防止研修に参加した職員に研修記録を提出してもらいファイリングしています。
						事故防止の取り組みについて、事故、ヒヤリハット事例の収集及びその傾向の分析が不十分でした。新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第31条第1項第2号の規定に基づき、事故が発生した場合及びそれに至る危険がある事態が生じた場合には、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底を図る体制(例えば、事故及びヒヤリハット事例の定期的な集計分析を行い、必要に応じマニュアル等に反映し職員へ周知するとともに、一定期間経過後に改善策が有効だったか否かの検証を行う体制)を整備してください。	事故防止委員会にて月1回事故報告書・ヒヤリハットを分析し再発防止策が効果的になっているか検討しています。また、上記会議録を全職員へ周知しています。
						身体拘束防止の取り組みについて、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の解除予定日が未定となつまま家族等に対して説明し身体拘束を実施している事例がありました。新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第36条第6項及び第7項の規定に基づき、解除予定日を明記した説明書により、家族等に対して説明し、緊急やむを得ない場合のみ身体拘束を実施してください。	身体拘束防止委員で説明書、同意書の見直しを行いました。現在身体拘束を行っている方には、解除日を設けた同意書に改めて説明して同意をいただいています。
			感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修について、介護職員その他の職員に対し研修を行っていることの記録が年1回しか確認できませんでした。新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第26条第2項及び第3項の規定に基づき、定期的に年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず行いその内容を記録してください。	感染防止委員会を中心に年間の活動、研修計画を作成し、内部・外部研修の予定を立てています。			
3	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームやしろだ苑	社会福祉法人 にいつ福祉会	平成29年12月1日  実地	なし		
4	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム遊生の里	社会福祉法人 遊生会	平成29年12月1日  実地	経理事務について、証憑書類を一部確認できないものがありました。厚生労働省通知「計算書類等の扱いについて」(H29社援基発0329第1号2)に基づき適切に管理してください。	対象事業所及び本部の保管場所を調査しています。	
5	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームにこやか施設)	社会福祉法人 中蒲原福祉会	平成29年12月5日  実地	なし		

平成29年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善状況
6	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム藤花	社会福祉法人藤の木原福祉会	平成29年12月7日	なし	
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ藤花		実地		
7	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム遊生の園	社会福祉法人遊生会	平成29年12月8日	サービスの質の評価の取組について、具体的取組がなされていませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第159条第6項の規定に基づき、利用者アンケートなどサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。	今年度より年1回全利用者及び家族等対象にアンケートを実施することが決定している。これは、施設・事業所が個々に行うのではなく、本部が法人全体として実施するというもの。予定では9月を実施月として定めている。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ遊生の園			実地	サービスの質の評価の取組について、具体的取組がなされていませんでした。新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第155条第6項の規定に基づき、利用者アンケートなどサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。